日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル (BDRT2003) 提言 に対する日本政府よりのレポート

2004年4月

(注:本レポートの記載内容は、平成16年2月15日時点での状況を踏まえ、作成されている。従って、 本レポート発表時点の事実を踏まえていない可能性があることを予めお断りしたい。)

# <目次>

# 第1ワーキング・パーティ (貿易・投資)

1.	日・EU間における直接投資(FDI)活性化枠組協定	_
_	直接投資活性化への積極的姿勢の表明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	<u>税制上の障壁の排除</u>	
	<u>事業展開の促進:人的資源の観点</u>	
	事業再編の促進:法制・税制上の観点	
	<u>規制改革による事業展開の促進</u>	
	<u>経済成長の促進</u>	
	<u>自治体レベルでの事業支援</u>	
	国境を越えた株式交換(及び関連の税制措置	
	<u>法律サービス</u> 1	
	). <u>規制環境の透明性</u> 1	
	. <u>電気通信</u>	
	<u>ユーハーゥル・ハンキンタ</u>	
	· 保険	
	· <u>· · · · · · · · · · · · · · · · · · </u>	
	。 <u>钟尔昭朝朱</u> ····································	
	7. 投資促進のための税制改革	
. ,	· <u>汉共促定3723737710134</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
筆 :	2 ワーキング・パーティ(会計・税制)	
	- / · · · · / · · · / · · · · · · · · ·	29
	). 移転価格課税	
	). <u>連結納税</u>	
2 1	. <u>電子商取引課税</u>	32
第(	3 ワーキング・パーティ(情報社会(ICT))	
-	!. <u>e Japan∕ e Europe の目指す IT 社会の実現、経済成長及び社会問題の克服</u> 3	₹4
	3. 官民によるブロードバンドの導入(著作権保護の問題等)	
	. <u>e Japan/ e Europe の進捗のモニタリングと必要な対応策の立案・実行</u> 3	
2 5	5. <u>ブロードバンドへの投資を促進する環境の整備</u>	39
第4	4 ワーキング・パーティ(WTO)	
-	6. WTO	1∩
	/···••   • ·····························	r٧

### 第1ワーキング・パーティ(貿易・投資)

#### 1. 日・EU間における直接投資(FDI)活性化枠組協定の締結

#### (1)BDRT提言

直接投資活性化への積極的姿勢の表明すべき。

- (a) 日・E U 両政府は、相互直接投資の増大が双方にとって利益をもたらすことを明言 するべき。
- (b) 日・E U 両政府は、一般社会に対する外国投資の利益を促進するため、高次元の協力を行うことについてコミットメントを行うべき。

### (2)現在までの対応状況

- ●小泉総理は、2003年1月31日の内閣総理大臣施政方針演説において、海外から 日本への直接投資は新しい技術や革新的な経営をもたらし、雇用機会の増大にもつな がるものである、脅威として受け止めるのではなく、日本を外国企業にとって魅力あ る進出先とするための対策を講じ、5年後には日本への投資残高の倍増を目指すとの 方針を発表した。
- これを受け、EU首脳は、2003年5月2日の第12回日・EU定期首脳協議共同プレス・ステートメントにおいて、日本政府の右方針を歓迎する旨述べた。
- 更に、右プレス・ステートメントにおいて、日・EU両首脳は、より多くの欧州企業が日本に投資し、より多くの日本企業が欧州に投資することを奨励するために共に努力することの必要性を認識しつつ、「日・EU投資イニシアティブ」に関する声明を発出し、今後一年間に双方向投資を促進すべき実効的な措置として、
- ① 投資セミナーの主催及び参加(2003年11月、スウェーデン及びフィンランドにて、同年12月、パリ、ミュンヘン、ブリュッセル、ルクセンブルグにてセミナーを開催)、欧州委員会主催拡大セミナー(2003年11月)への参加、
- ② 投資促進機関間交流会の開催 (2004年2月、フランス、ベルギー、ポーランド、 チェコ、埼玉県、三重県、福岡県及びJETROの代表が集まり、各投資促進機関の 取り組みの紹介、意見交換等を実施)、
- ③ 対日投資欧州プレスツアーの実施(本年3月1日より5日、EU加盟各国より1名ずつ、計15名招聘し、我が国の投資環境について視察を実施)、
- ④ 規制改革対話の実施(2004年11月東京、2004年2月ブリュッセルで開催し、 双方向の投資の促進に繋がるような規制改革、ビジネス環境の整備などについて協議 を実施)、
- ⑤ 外国人投資家に対するワン・ストップ・サービスの提供(JETROにおいて、2003年5月に開始)及び関係各省庁にインベスト・ジャパン(対日直接投資総合案内窓口)の設置(2003年5月)等、を行ってきた。
- 以上のように、日・EU両者は、直接投資活性化への積極的姿勢を表明している。

#### (3)今後の見通し

現在、日・EU間の更なる投資促進のためにどのような措置を取ることが可能か、その内容や形式も含め、欧州委関係者やBDRT等と意見交換しつつ日本政府部内で鋭意検討中である。

#### 2. 税制上の障壁の排除

#### (1) BDRTの提言

#### (a) 二重課税の防止

- ①日・EU間の関連会社間の配当・金利・ロイヤルティ支払いに対する源泉税を免除することに合意する。
- ②CFC (Controlled Foreign Corporation) 税制(いわゆるタックス・ヘイブン税制)を相互不適用とする。EU加盟国と日本との間の二重課税防止条約を改定し、CFC税制の相互不適用を盛り込む。乱用防止規定を条約に定める。
- ③ 外国税額控除の対象を拡大する。合意に従って、EU加盟国及び日本の外国税額 控除制度を改定する。

#### (b) 移転価格税制

- ①EU仲裁協定(EU加盟国徴税当局間で合意に至らない場合の調停を規定。)をEU加盟国及び日本間の取引にも適用を拡大する。
- ②遵守コストの低減のため、必要書類の共通化・簡素化に合意するとともに、OE CDガイドラインの解釈の明確化を含め相互に受容可能な運 用方法のベスト・プラクティスを確立する。
- ③日・EU間の取引に対する片務及び双務の事前確認制度 (Advance Price Agreement) についてのガイドラインを確立し、より一層円滑に機能する制度となるよう整備する。

#### (2)現在までの対応状況

### (a) 二重課税の防止

(税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制)回答末尾の別紙を参照。)

#### (b) 移転価格税制

- ① (税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制) 回答末尾の別紙を参照。)
- ②『遵守コストの低減のため、必要書類の共通化・簡素化に合意する』について 我が国としては、納税者が異なる課税管轄の移転価格の文書化基準に合致するために費 用のかかる二重の行政要件に直面していることについては理解している。また、移転価 格上の文書化に関して基準を共通にすることにより、課税当局に国外関連取引に関する 分析を行う上で有益な資料を提供し、移転価格上で生じる可能性のある争いを減少させ ると理解している。

本件については、EUではないが、環太平洋税務長官会議 (PATA) の加盟国 (豪、加、米、日) との間で、移転価格の文書化に関するパッケージを策定し、3つの原則を示すとともに、調査において必要な資料の同時文書 (その対象となった取引が行われた時点で存在していた文書、あるいは各国の規定に基づく納税申告書の提出期限までに作成された文書で、その間に生じた取引に関連する情報を含んだものをいう。)を具体的に掲げている。

- (i) 多国籍企業は、課税当局の決定したルールに従い、独立企業原則に則った移転価格の設定のために十分な努力を図ること。
- (ii) 多国籍企業は独立企業原則に従った移転価格設定を行う過程で同時文書を作成し、保存すること。
- (iii)多国籍企業は課税当局の求めに応じ迅速に文書を提出すること。

この移転価格に係るモデル・ドキュメンテーション・パッケージについては、納税者がこれを利用することは強制ではなく、PATA参加国の法律により課される以上の法的義務を課せられないこととなっている。我が国には移転価格に関する同時文書化の規定はないが、我が国の移転価格調査において求める資料は、この PATA モデル・ドキュメンテーション・パッケージと一致している。

③『OECD ガイドラインの解釈の明確化を含め相互に受容可能な運用方法のベスト・プラクティスを確立する。』について

OECD ガイドラインの解釈については、OECD の加盟国との間で議論するべき問題であり、 今後、OECD における議論の中でより一層の明確化に努めていきたい。

④我が国においても、二国間 APA の有効性を認識しているところであり、納税者からの要望に応じて積極的にこれに対応している。我が国の事前確認制度は、主として二国間で行っており、EU 加盟諸国との間でも円滑に二国間 APA に係る相互協議が進められているところであり、格別の問題は生じていない。

移転価格税制については、事前確認制度を含め EU 諸国とも共に OECD において議論を行っていることから、この議論を通じ日本と EU 諸国とはコンセンサスが醸成されているものと思料される。仮に EU-日本間のガイドラインについて検討する場合にも、OECD での議論を基本とすべきと考えることから、当面はOECD での議論を通じ、日・EU も含めた加盟国間でのコンセンサスを得ていくことが適切と考える。

なお、我が国の事前確認制度については平成3年6月に事務運営指針が発遣されており、 また、昨年9月にはAPAレポートを国税庁ホームページにて発表していることから、我 が国の事前確認制度及び執行状況の参考とされたい。

### (3) 今後の見通し

(a) 二重課税の防止

(税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制)回答末尾の別紙を参照。)

- (b) 移転価格税制
- ① (税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制) 回答末尾の別紙を参照。)
- ②我が国としては、PATA におけるモデルドキュメンテーションパッケージに合意しているところであるが、今後は、TP の調査における必要書類の共通化を進めるため、OECD における議論の可能性を検討するべきと考えている。
- ③上記の通り、現在、OECD において二国間事前確認も含めた検討が行われているところ、 日-EU 間でのみ事前確認についての共同ガイドラインを作成する予定はない。

#### 3. 事業展開の促進:人的資源の観点

#### (1) BDRTの提言

- (a) 日・EU間の企業内転勤についての労働及び滞在許可証取得手続きに関し、①その 迅速化及び②労働許可証の赴任国入国後の申請を可能にすること、また、③配 偶者 へ本人と同じ権利を付与することに合意すべきである。
- (b) 本枠組み協定において、EUの全加盟国と日本との間で社会保障協定を早期に締結 することを約束する。さらに、日・EUのモデル社会保障協定締結などによる、協 定締結促進方法の検討を行う。

#### (2)現在までの対応状況

#### (a) 労働滞在許可

- ① 在留資格<sup>1</sup>「企業内転勤」<sup>2</sup>に係る資格の取得に関しては、たとえ、他の目的で我が国に入国した場合であっても、従前から、当該資格の取得に係る申請手続きは可能であり、かつ、当該申請に対する処理を迅速に行うよう務めている。
- ② 「日本における労働及び滞在許可に関して、『配偶者と同じ権利』を付与すべき」, という指摘であれば、現行において、配偶者についても、出入国管理及び難民認定 法<sup>3</sup>に規定された要件を満たす者については、就労が認められている在留資格を取得 することにより、就労が可能である。

#### (b) 社会保障協定

- ① 我が国は、ドイツ及び英国との間で社会保障協定を締結している。また、韓国及び米国との社会保障協定に署名したところ、今次国会に提出することを予定している。
  - (注:韓国との社会保障協定を2月17日に、また、米国との社会保障協定を2月19日にそれぞれ署名し、今次国会に提出した。)
- ② 現在、仏及びベルギーとの間で社会保障協定の締結交渉を行っており、早期締結に 向けて精力的に取組んでいる。

#### (3) 今後の見通し

#### (a)労働滞在許可

- ①今後も継続。
- ②今後も継続。

### (b) 社会保障協定

- ① 社会保障協定の締結については、経済界の要望も踏まえながら、EU 加盟国を含む 世界的な見地からの総合的な判断の上で進めている。したがって、EU 加盟国との社 会保障協定についても、そのような総合的な判断に基づいた上で、望ましい国から、 順次社会保障協定の締結交渉を行っていくこととなる。
- ② また、EU加盟国の社会保障制度は、国ごとに成り立ちや仕組みが異なるために (注)、実際に協定を締結する際には、相手の国ごとに協定に規定する内容が大きく 相違することとなる(EU各国が、EU加盟国以外の国との間で現に締結している社 会保障協定の内容についても、EU加盟国ごとに相違している。)。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Status of Residence

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> "Intra-company Transferee"

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Immigration Control and Refugee Recognition Act

このため、EU各国と社会保障協定を締結するには、相手国ごとに社会保障制度の相違を調整する必要があるため、多大な時間を要することとなり、EU全加盟国と社会保障協定を早期に締結することを約束することは技術的見地からも困難と考える。

- ③ また、モデル社会保障協定による協定締結の促進についても、上記②のとおり、国ごとに社会保障制度が異なるために、社会保障協定に規定する内容が異なってくるので、実際にEU全加盟国又は多くの加盟国に共通するようなモデル社会保障協定を作成すること自体が技術的にも時間を要するものになると考えられるので、必ずしも協定締結の促進方法として有効であるとは言えない。
- ④ しかしながら、政府としては、EU加盟国との社会保障協定の締結を重要な事項と 認識しているので、経済界の要望を踏まえ、可能な限り早期に締結するよう推進して いく所存である。
  - (注) 社会保障制度の分野においては、日本のみならず諸外国においても、その国において社会保障制度の歴史が古いほど、多数の制度が職域や制度の創設趣旨に応じて混在し、かつ、複雑な経過措置等を擁することが多い(特にEU 加盟国においては、社会保障制度の歴史が長い国が多いので、この傾向が顕著に見られるところである。)。

### 4. 事業再編の促進:法制・税制の観点

#### (1)BDRTの提言

日・EU間で株式交換を行うことが出来るよう、日本の商法及びEU加盟各国の会社法を改正する。課税繰延措置を受けられるよう、税法についても所要の整備を行う。

### (2)現在までの対応状況

現在、法務大臣の諮問機関である法制審議会会社法(現代化関係)部会において、会社 法制の現代化に関する審議が進行中であるが、その審議の過程を通じて、法務省は、合併 対価の柔軟化(三角合併、キャッシュ・マージャー等)やショートフォーム・マー ジャー を含む現代的な組織再編手法を商法に導入することを検討中である。

これらの組織再編手法の導入に関する事項も盛り込まれた試案が、2003年10月29日に一般に公開され、これに対するパブリック・コメントの募集が行われた。

(なお、税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制)回答末尾の別紙を参照。)

#### (3)今後の見通し

法制審議会会社法(現代化関係)部会においては、現段階では2005年に予定している会社法制の現代化に関する改正を目指して、今後も審議を行っていくこととしている。

#### 5. 規制改革による事業展開の促進

#### (1) BDRTの提言

- (a) 新規参入者に競争上の不利益を生じさせないよう公平な事業環境を整備するとともに、各個別産業について、財・サービス、知的資源の移動や資本に関する規制を初めとする諸規制を見直すことにより直接投資の活性化を促進する。
- (b) 外国投資に規制障壁が及ぼす悪影響を認識するとともに、規制改革を通じた競争的域内市場の創造に対しEU・日本双方とも一層のコミットメントが必要である。
- (c) EU及び日本の規制当局は、貿易・投資に関するオープンな規制環境の創造に向けて協力すべきである。
- (d) EU及び日本の規制当局はそれぞれ、製品・サービスに関する不合理な認可手続き を廃止すべきである。

#### (2)現在までの対応状況

- (a) 平成15年1月の総理施政方針演説の「5年間で対日投資残高の倍増」の方針に従い、対日投資会議(議長:内閣総理大臣)において、5分野74項目の具体的施策からなる「対日投資促進プログラム」を決定。同プログラムに基づき、これまで実施された主な施策は以下のとおり。
  - 一平成15年5月、対日直接投資に関係する外国企業等からの相談等に対応するため、関係府省庁及びJETROに「対日直接投資総合案内窓口(Invest Japan)」を設置。
  - 一投資先としての日本の魅力や取り組みを紹介するCM等の作成・放映等、シンポジウム 開催など積極的な内外の広報活動の実施。
  - 一平成15年4月、国境を越えた合併・買収を容易化するため、産業活力再生特別措置法 を改正し、商法の特例として「合併等対価の柔軟化」措置を導入。
  - 一平成15年9月、地方自治法の一部改正法の施行により公の施設の管理を民間事業者に も開放。
  - ー平成15年9月、学校教育法施行規則等の改正、施行により、インターナショナルスクール等の課程を修了した者についても大学入学資格を認める措置を導入。 等(b)、(c)

我が国は、EU との間で、1994年以降、日・EU 双方における規制改革の推進とビジネス環境の改善を通じて、双方の貿易・投資関係を発展させるために、日・EU 規制改革対話を実務当局者レベルで行い、多くの成果を上げてきている。

平成15年度については、平成15年11月と平成16年2月にそれぞれ東京とブリュッセルにおいて本会合が開催され、以下のような諸点について具体的な進展を見た。

#### (EU側の対日要望)

- 対日投資会議のプログラムに沿った投資促進への積極的な取り組み
- 構造改革特区の措置を全国規模に適用することへの取り組み
- ・競争法関連で排除措置の期限延長及び罰金の上限引き上げの検討
- ・確定拠出型年金の限度額の引き上げの検討
- ・画期的新薬の加算率の引き上げ
- ・新薬の知的財産保護の検討(40%→100%)
- ・税関の臨時開庁手数料の約2分の1の引き下げ。

#### (日本側の対 EU 要望)

- 共同体特許制度の早期実施
- ・商標に関するマドリッド協定議定書への EC の加盟

- ・個人情報保護指令の下での標準契約条項
- ・アンチダンピング規制の運用
- ・廃電池指令の下でのニカド電池の取扱い
- 各国の滞在労働許可制度の運用の改善
- ・日本の運転免許証の取扱
- ・EU域内複数加盟国間での損益通算、国境を越えた合併を可能とする法的枠組みなお、日・EU政府間での双方向の投資の促進に向けた取り組みについては、1. (a)を参照。
- (d) これまで「規制改革推進3ヶ年計画(再改定)」に基づき、基準認証等の分野についても、以下のような改革を進めてきたところである。

個々の基準認証等の制度については、事業者による自主的な取り組みによって達成 出来るものについては、真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか について抜本的な見直しを行ってきた。

また、基準の国際的整合化については、国際規格が既に存在するものについては、 妥当性を検証した上で、当該国際規格との整合化を図るほか、国際規格の存在しない もの等について、我が国の規格に基づく国際規格の提案や採用の働きかけを行い、ま た、外国データの受入や相互承認を推進してきた。

さらに、事業者の負担軽減のため、複数の基準に係る検査が行われる場合には、類似の検査事項については重複検査を排除する等、措置を講じることとしている。

#### (3) 今後の見通し

#### 平成16年度

(a)

- ・対日投資促進プログラムの施策について、今後とも着実に実施を図るとともに、必要 に応じ施策の見直し・追加を実施。
- ・日米投資イニシアティブ、日EU投資イニシアティブの一環として開催する対日投資 シンポジウムをはじめとして、海外でのシンポジウムやセミナーを引き続き積極的に 開催。
- 構造改革特区で限定して実施している規制等の特例措置のあり方について評価し、特段の問題のないものについては全国展開を推進(例えば、我が国の経済活性化、技術の向上等に資する専門知識、技術等を有する外国人を積極的に受入れるため、特区において講じている在留期間の上限の引上げ措置(3年→5年)について、全国展開の可否を検討。)
- ・会社法制の現代化の作業において、外国会社を含む親会社の株式や現金その他の財産 を対価として合併等を行うことを可能とする「合併等対価の柔軟化」について、その 恒久的措置化も盛り込まれた試案及びそれに対して提出された意見等を踏まえ、その 恒久的な措置化の実現について検討。
- ・平成16年度において、年金制度改革とあわせて労働移動に対応し、ポータビリティ が確保された確定拠出年金の掛け金(拠出額)の限度額について引上げを図る予定。
- ・ファンドからの投資を求める、ベンチャー企業や事業再生に取り組む企業等のニーズ に応えるべく、平成16年通常国会に、融資機能などの追加、中小・未公開要件の撤 廃を柱とする中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法 律案を提出、等。

- (b), (c)
  - 今後とも、日・EU規制改革対話の枠組み他、日・EU政府間の対話の場を一層活用 していく。
- (d) 今後とも、「規制改革推進3か年計画(再改定)」、に基づき見直しを更に行うこととしている。

#### 6. 経済成長の促進

- (1) BDRTの提言
- (a) より効率的な金融·財政政策の発動により、価格·資産デフレに対処すべきである。
- (b) 金融システムの健全化及び不良債権処理に一層努力すべきである。
- (c)公共支出は、経済の創造的分野に向け直されるべきである。

### (2) 現在までの対応状況

(a) 政府は、「改革なくして成長なし」の方針の下、デフレの克服と経済の活性化を目指し、 金融、税制、規制、歳出の改革に全力で取り組んできた。

こうした中、日本経済は、企業収益が回復し、設備投資が増加するなど、民需が主導する形で着実に回復している。平成15年10-12月期の実質成長率は前期比で1.7%という高い伸びとなった。また、名目成長率は、過去3四半期においてプラスとなるほか、物価にも下げ止まりの兆しが見られる。雇用情勢についても、有効求人倍率が六か月連続して上昇するとともに、完全失業率が30か月ぶりに4%台に低下した。

(b) 日本政府は、主要行の不良債権比率を 2005 年 3 月末までに 2002 年 3 月末の半分程度に低下させ、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指した「金融再生プログラム」 2002 年 10 月) を策定し、その作業工程表に従って、資産査定の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化等に関する諸施策を迅速かつ着実に実施してきた。

こうした取組みによって、主要行の2003年9月末の不良債権残高は17.5兆円と、2002年3月末に比べて34.9%減少しており、不良債権比率も6.5%と2002年3月末からの1年半で▲1.9%ポイント低下し、「金融再生プログラム」の目標達成に向けて着実に低下している。

また、中小・地域金融機関については、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」 2003 年 3 月)に基づき、その機能強化を図り、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための取組みを進めることにより、不良債権問題の解決を目指しているところ。日本政府としては、同プログラムに盛り込まれた施策を推進するとともに、各金融機関が策定した「機能強化計画」のフォローアップを行い、計画の着実な実行を促している。

なお、現下の経済情勢の下、地域経済の活性化等が課題となる中で、金融機関は、企業再生や不良債権問題への対応など、リスク対応のための体力を高めることが重要となっている。こうした状況を踏まえ、地域経済の活性化や金融システムの安定・強化に資するよう、金融機能の強化のための新たな公的資金制度の整備を行うため、所要の法案を国会に提出している。

(c) 政府は、民需主導の経済活性化の実現を目指しており、平成16年度予算においては、厳しい財政事情の中、活力ある社会・経済の実現に向けてメリハリの効いた予算配分を行うことにより、財政規律を維持しながら民間活力を引き出すことに重点を置いたものとしたところである。

具体的には、まず公共投資関係費については、全体の規模について、前年度に引き続き縮減を行う一方で、都市の再生や地方の活性化など、重点4分野を中心に雇用・民間需要の拡大に資する分野へ重点配分を行ったところである。

また、科学技術振興費については、科学技術創造立国の実現に向けて、施策の優先順位付け(SABCの4段階)等を踏まえたメリハリをつけながら、ライフサイ

エンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料といった国の発展の基礎の強化、 国際競争力の強化、安心・安全で快適な社会の構築に 資する分野への重点化を進め るとともに、経済活性化のための研究開発プロジェクトを推進している。

更に、中小企業対策費については、やる気と能力のある中小企業者への円滑な資金供給等のセーフティネットの確保を図るとともに、創業・経営革新など中小企業による新事業等への挑戦に対し、人材育成や技術力の活用等の観点から積極的に支援していく。

- (a) 政府は、こうした改革の成果を大きな芽に育てることができるよう、これまでの改革の成果を地域や生活の現場にも浸透させるとともに、引き続き、改革を進め、民間需要主導の持続的な経済成長を図っていく。 政府の具体的な取組としては、
  - ① 平成16年度の一般歳出を実質的に前年度の水準以下に抑制した一方、予算の内容については、活力ある社会・経済の実現や国民の安心の確保につながる分野には重点的な配分を行うなど、メリハリのある予算配分を実現した。
  - ②税制については、多年度で税収を考え、包括的な改革を行った平成15年度税制改革により、平成16年度も1兆5千億円の先行減税が継続する。また、平成16年度税制改正においても、住宅ローン減税の期限の延長、土地や株式投信の譲渡益課税の軽減など、経済活性化に向け、引き続き切れ目のない施策を講じる。
  - ③ 金融については、平成16年度における不良債権問題の終結を目指し、「金融再生プログラム」に基づく諸施策の推進に全力を尽くすとともに、地域金融については、中小・地域金融機関の機能強化を進め、中小企業の再生と地域経済の活性化を図る
  - ④ 構造改革特区を突破口としながら、引き続き、規制改革に取り組むとともに、「稚内から石垣まで」の全国都市再生、「一地域一観光」を目指した観光立国を推進するなど、元気のある地方、特色ある地域づくりを進めるため、地域の自主的な取組を政府を挙げて支援する。
    - また、デフレ克服のためには、構造改革の拡大・加速の政策努力を進める中で、政府の行うより強固な金融システムの構築に向けた取り組みと、日本銀行による金融政策の波及メカニズムを強化するための取組など金融面での対応が重要であり、そうした対応により、資金供給が増大していくことが期待される。日本銀行においては、できる限り早期のデフレ克服に向け、更に実効性ある金融政策運営を期待する。
- (b) 今後の不良債権の処理見通しについては、今後の景気動向によって不良債権の新規発生額が左右されることもあり、確たることは申し上げられないが、いずれにせよ、2004 年度には不良債権問題を終結させ、構造改革を支えるより強固な金融システムを構築することを目指し、今後ともこれらの諸施策を着実に実施してまいりたい。
- (c) 財政健全化のために歳出を厳しく抑制する一方で、引き続き、創業·新事業の創出や中小企業の挑戦支援、科学技術の戦略的重点化といった民間主導の経済成長に資する分野に重点を置く。更に、こうした歳出改革に加え、規制、金融、税制の各分野にわたる構造改革を一体的かつ整合的に実施することにより、民間需要主 導の持続的な経済成長を図っていく。

### 7. 自治体レベルでの事業支援

### (1) BDRT提言

- (a) 公共サービス分野へもPFI/PPP制度の利用を通じ民間参入を奨励すべきである。
- (b) 地方自治体は、例えば投資家に対し税制上·規制上の優遇を与えるなどによって、現 状以上の魅力的な投資勧誘策を行うことに、積極的な役割を果たすべきである。

### (2) 現在までの対応状況

(a) 既に地方自治体では環境センター余熱利用施設、海洋総合文化ゾーン体験学習施設、ユース・プラザ、資源循環型廃棄物処理施設、図書館、市民文化会館、自転車駐車場、リサイクルセンター、情報通信科学館、ケアハウス、高齢者グループホーム、少年自然の家、生涯学習センター、NPO会館等の整備・運営にPFI/PPPを活用している例があり、かなりその意義が理解され、その実施が進みつつある。国のレベルでも、公務員住宅や大学での研究棟、学生交流棟などの建設・運営にPFI/PPPを採用している例がある。

(b)

- ①地方公共団体の企業誘致については、地域開発関係法の関係地域では、これらに基づき税制上の優遇措置、補助金の交付、低利融資等の優遇措置が講じられているほか、これらの法律の適用を受けない地域においても、地域の実情に応じ、各団体において地方税相当額等に基づく補助金の交付や低利融資等の優遇措置が独自に実施されている。また、最近は、構造改革特区制度の活用や企業のサポート体制の充実にも積極的に取り組まれている。
- ②こうした地方公共団体の自主的取組を支援するため、国においては、「対日投資促進プログラム」(平成15年3月 対日投資会議了承)を踏まえ、各団体が創意工夫を活かして誘致対象に柔軟かつ機動的な条件を提示できるよう、行政手続の見直し等を実施している。

- (a) PFI/PPPについての欧州での事例集が欧州委員会より近日中に公表されることを契機に、これらの事例も活用しながら、その意義と有効性、成功させるためのノウハウについて啓蒙するためのセミナーを開催することを検討する。
- (b) 引き続き「対日促進プログラム」の施策等について、着実な実施を図る。

### 8. 国境を越えた株式交換(及び関連の税制措置)

#### (1) **BDRT提**言

- (a) 日本企業と外国企業間の「三角合併」を認める改正産業再生法を、出来るだけ早急 に施行すべきである。
- (b) この新たな「三角合併」ツールによる株式交換の結果として生じるキャピタルゲインや関連の資産譲渡に対する課税繰延が認められるよう、関連税法を改正すべきである。
- (c)上記の改革の趣旨が、日本の商法の次の改正時に、同法(及び関連税法)に盛り込まれるべきである。

### (2) 現在までの対応状況

- (a) 平成15年(2003年)4月に産業活力再生特別措置法(the Industrial Revitalization Law)を改正し、商法の特例として「合併対価等の柔軟化」措置を導入した(4月9日施行)。同法はわが国経済の生産性の向上を目的としており、この観点から、客観的な数値基準に合致していると認められる事業計画について経済産業大臣が認定をしている。これにより、国内における合併や株式交換などにおいて、外国親会社株式を対価とした組織再編が可能となっている。
- (b) (税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制) 回答末尾の別紙を参照。)
- (c) 現在、法務大臣の諮問機関である法制審議会会社法(現代化関係)部会において、会社法制の現代化に関する審議が進行中であるが、その審議の過程を通じて、法務省は、合併対価の柔軟化(三角合併、キャッシュ・マージャー等)やショートフォーム・マージャーを含む現代的な組織再編手法を商法に導入することを検討中である。

これらの組織再編手法の導入に関する事項も盛り込まれた試案が、2003年10月29日に一般に公開され、これに対するパブリック・コメントの募集が行われた。

- (a) 平成15年(2003年)4月に産業活力再生特別措置法( the Industrial Revitalization Law)を改正し、商法の特例として「合併対価等の柔軟 化」措置を導入している。
- (b) (税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制) 回答(21. 電子商取引課税)末尾の別紙を参照。)
- (c) 法制審議会会社法(現代化関係) 部会においては、現段階では2005年に予定している会社法制の現代化に関する改正を目指して、今後も審議を行っていくこととしている。

#### 9. 法律サービス

### (1) BDRT提言

- (a) 現在国会に上程されている、日本人弁護士と外国人弁護士が提携を行い、外国人弁護士が日本人弁護士をアソシエートとして雇用することを認める法案を、出来る限り早急に実施すべきである。
- (b) 更に、外国人弁護士が日本の弁護士に認められているのと同じ方法で、その法律事務所を開設できるような法律の制定が必要である。

### (2) 現在までの対応状況

- (a) 外弁法は平成15年7月に改正され、同月25日に公布された(政令に基づき公布の日から2年以内に施行される予定)。今回の改正によって、外国法事務弁護士は、自由に弁護士等とあらゆる法律事務について共同事業を営むことが可能となり、また、共同事業を営む事務所のみならず、外国法事務弁護士単独の事務所においても弁護士を雇用することが可能となる。
- (b) 弁護士事務所の法人化については、日本弁護士については平成14年度から可能となったところであるが、外国法事務弁護士については現在のところ認められていない。

- (a) 今回の改正は、外国法事務弁護士と弁護士との提携関係について、従来の制度の枠組みを根本的に変更し、これまでになかった全く新しい制度を導入するものである。新たな制度の導入に伴い、様々な側面において、準備作業に相当期間を要するものと考えられることから、施行時期を「公布の日から二年を超えない範囲内において政令で定める日」としたものである。
  - 現在日弁連において会則の整備等の法律の施行に向けた準備を進めており、政府と しても改正外弁法の解釈について説明するなどして、準備が整い次第、できるだけ 速やかに施行したいと考えている。
- (b) 今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士事務所についても日本弁護士と同様の位置づけで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外国法事務弁護士の登録数、外国法事務弁護士と日本弁護士(法人を含む)との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外国法事務弁護士の法人化について検討をしていく予定である。

#### 10. 規制の透明性

#### (1) BDRT提言

- (a) 日本の規制当局は、規制の透明性・明確性向上に、前向きに取り組むべきである。 説明の要請の全て(「ノーアクションレター制度」によるもの以外も含む) に対し、 迅速な対応が取られるべきであり、判明した事実を速やかに公開すべきである。
- (b) 現行の「ノーアクションレター」制度を強化して法的拘束力を持たせる とともに、 日本の規制当局による同制度の適用範囲を拡大すべきである。
- (c) 説明の要請(「ノーアクションレター制度」によるもの以外も含む)に対しては、 基本的に全て文書により回答されるべきである。
- (d) 改革の範囲を税関連事項にまで拡大し、説明の要請だけでなく、企業再編に関わる 取引など特定の取引に対する明白な事前承認なども、改革の対象に含めるべきであ る。
- (e) 関連税法の適用に関し、国税庁は、より一貫した態度を取るべきである。

#### (2)現在までの対応状況

- (a)「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成年3月28日閣議決定)に記載されているとおり、以下の措置を講じている。
- ①行政手続法(平成5年法律第88号)を遵守し、許認可等の行政処分及び行政指導の透明性・明確性を確保する。
- ②規制に係る行政文書の公開を図り、規制の効果と負担について透明性を確保する。
- ③「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(いわゆるパブリック・コメント手続)により、規制の設定又は改廃に係る意思決定過程の透明性の向上と公正の確保等を図る。
- ④行政機関による法令適用事前確認手続(いわゆる日本版ノーアクションレター制度)に 基づき、民間企業による行為に関する予見可能性の向上と行政の公正性の確保、透明性 の向上を図る。
- (b) 法的拘束力とはどのようなものを意味しているのか定かではないが、回答書は、あくまでも情報提供であり、そのような性質のものに法的拘束力を持たせるのは適当ではない。対象範囲の拡大は各省が個別の判断で行っている。
- (c) ノーアクションレター制度についていえば、全て文書により回答されるものであり、 事実誤認である。
- (d) 国税当局においては、課税処理の統一性・透明性及び税法の解釈・適用等における 納税者の予測可能性の確保のため、納税者サービスの一環として、以下のような取 組みを行っている。
  - ①一般的な税法の解釈・取扱について法令解釈通達を制定し、これを国税庁ホームページ等で公表するとともに、個別の取引等に係る照会についても、税務署等で相談に応じている。
  - ②さらに、国税当局が公表している事務運営指針に基づき、一定の要件に適う事前照会に対しては文書回答し、その内容について国税庁の HP 等で公開している。なお、同様の制度を持つ欧米諸国においても、文書で回答する対象には一定の要件があると承知しているが、国税当局は本年度中に米国等の例を参考に要件について見直しを実施する予定である。

また、文書回答は納税者サービスの一環として、申告期限前の事前照会として照会に示された事実関係を前提としてその時点での見解を示すものであるから、実際に行われた取引について法的拘束力を持たせることは困難である。

- ③なお、企業組織再編に係る税務上の取扱いについては、上述したように法的拘束力を 持つ回答は困難であるが、国税当局では、企業組織再編税制の適用等に関する納税者 からの具体的な事前相談に迅速かつ円滑に対応するため、全国の国税局に相談窓口を 設けて相談担当者を配置するなど体制を整備し、的確な回答に努めているところであ る。
- (e) 適正・公平な課税のため、関連税法を適正に適用しているところである。

### (3) 今後の見通し

- (a) 今後とも、「規制改革推進3 か年計画(再改定)」に基づき、規制に係る透明性の確保等に努めていくこととしている。
- (b), (c)

ノーアクションレター制度については、今後とも閣議決定に基づき各府省において適切に運用されるものと考えている。

なお、上記(b)については、平成 15 年 11 月に開催された日・EU規制改革対話において、EU側から「 法的拘束力」は適切な表現でなかったかもしれない」旨の発言があったところである。

(d) 国税当局としては、上記2のような取組みを通じて、課税処理の統一性・透明性及び税法の解釈・適用等における納税者の予測可能性の向上のために、今後とも適切に対応していきたいと考えている。

#### 11. 電気通信

### (1) BDRT提言

- (a) 相互接続料金を、受容可能な国際水準まで速やかに値下げすべきである。
- (b) 新たな電気通信事業法 (TBL) 及び同法に伴う省令には、以下の内容を含めるべきである。
- ①国際的に認められている競争分析・検討手法(NTT 各社による市場の支配を、ボトルネック設備の所有と関わるものだけに限定すべきではない。)
- ②NTT グループに対する会計・情報開示に関する規制の強化、並びに業界の主たる規制は 制当局(総務省)の調査権限の強化、及び調査結果公表の法律に基づく義務化
- ③NTT がその回線支配力を新規事業分野への進出に利用することを阻止するための「リングフェンシング」規則の強化
- ④全ての支配的事業者の料金に対する効果的な規制方法(内容的には OFTEL の「スタックテスト」のようなもの)
- ⑤非支配的事業者に対する料金認可申請要件の撤廃(新法のもとで「ユニバーサルサービス」(市内電話サービスなど)の提供業者に指定される業者も含む)
- ⑥規制者の決定に対する公式の苦情処理機構の設置
- ⑦消費者団体や業界に対し、彼等に影響を及ぼす可能性のある事項に関して事前に通し 諮問することを目的として、総務省は年間管理計画を公表しなければならないとする 条項
- ⑧業界や市民の意見を求めるために、総務省は特定事項に関する事前提案を記した諮問 文書を発行しなければならないとする条項
- ⑨総務省は公開意見聴取に最低6週間を当てなければならないとする条項
- (c) 長期的には、日本の電気通信部門を監督する、競争促進を任務とする独立の規制当局を設立すべきである。

## (2)現在までの対応状況

(a) 我が国では、平成12年度より接続料算定に「長期増分費用方式」を採用し、独占的な地域通信網の非効率性を排除したコスト算定による接続料の低廉化に努めてきた。現行の接続料金を承認した昨年3月の情報通信審議会答申において、平成17年度以降の接続料の算定方法については、トラフィックの減少及び新規投資の抑制等の大きな環境変化を前提とした方法を検討することとされており、昨年9月以降「長期増分費用モデル研究会」を開催し、平成17年度以降の接続料算定に利用可能な長期増分費用モデルの検討を行っている。

(b)

- ① 総務省では、昨年11月に電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針及び電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成15年度実施細目を策定し、現在インターネット接続の領域を対象に競争評価を実施している。
- ② 今回の電気通信事業法改正においては、NTT東西等に対する接続規制、反競争的

行為の禁止、グループ内のファイアーウォール規制、会計公表義務など公正競争確保 のための厳しい事前規制を引き続き維持している。

- ③ NTT東西が、地域電気通信業務等以外の新規事業分野での業務を営もうとする場合には、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと等の要件を充たすことが求められており、総務大臣の認可を受けることが必要とされている。また、総務大臣の認可については、その基準を明確化する観点からガイドラインが定められており、さらに個別の申請に関して認可の適否を判断するにあたっては、原則としてパブリックコメントを招請している。
- ④ 総務省において、接続料の認可時及び毎年の接続料改定時にサービスごとなどの区分で利用者料金とそれに相当する接続料との関係の妥当性を確認しているところである。 支配的事業者の料金については、今回の法改正において、
  - (i) 第1種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該設備を用いて提供するサービスのうち、他の事業者によって代替的なサービスの提供が十分でないもの等については、料金その他の提供条件について保障契約約款を作成し、届出を行うこと
  - (ii) 上記(i)に該当するサービスのうち、その内容等からみて利用者に及ぼす影響が大きいものに関する料金については、行政が定める料金水準の上限の範囲内で料金設定を行うこと(プライスキャップ方式の適用)とされている。また、当該事業者のサービスに関する料金が不当な競争を引き起こすものであるため、利用者利益を阻害しているときは、業務改善命令等を行うことが可能となっている。
- ⑤ 今回の電気通信事業法改正以前においても、支配的事業者に対するものを除き料金の 認可申請は不要である(届出)。また、今回の電気通信事業法改正において料金・契約 約款の届出義務を原則的に廃止したところである。一方で、国民生活に不可欠なユニ バーサルサービスについては、契約約款(料金を含む)の届出義務が課されている。
- ⑥ 既に、行政不服審査法も行政事件訴訟法もあり、誰でも行政の決定に異議を申し立て ることができるので、苦情処理機構を設置する必要性はないと考えている。
- ⑦ ~⑨わが国では、閣議決定に基づき、平成11年4月から規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図るために、広く国民、事業者等に対しホームページ等を通じてパブリックコメントを求め、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続を実施している。なお、意見・情報の募集期間については、意見・情報の提出に必要と判断される時間等を勘案し、1か月程度を一つの目安として、公表時に明示している。
- (c)総務省は、いかなる電気通信事業者からも分離されており、WTOにおいて義務付けられた電気通信事業体からの独立性については既に達成されている。

### (3) 今後の見通し

(a) 総務省としては、「長期増分費用モデル研究会」における検討を踏まえつつ、引き続き適正な接続料の算定に努めていくこととしている。

(b)

- ①平成16年3月末までに市場画定及び競争状況の分析作業を行い、その結果を取りま とめる予定。
- ②~⑥「現在までの対応状況」のとおり、必要な制度整備が行われており、これらにより、適切に対応することとしている。
- ⑦~⑨総務省としては、今後とも国民・事業者等の多様な意見・情報・専門知識を積極的に把握することに努めるとともに、行政の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るために、引き続きパブリックコメントの手続きを適正に実施していくこととしている。
- (c) 規制及び規制機関の在り方については、競争促進のために最適な制度を各国が採用 するべきである。我が国は電気通信分野において競争促進的な市場を創出することに 成功しており、あえて現体制を変更する必要はないと考えている。

#### 12. ユニバーサル・バンキング

#### (1) BDRTの提言

- (a) 日本政府は金融ビッグバンの精神を尊重し、銀行、証券会社、資産運用会社及び保 険会社を区分している人工的な障壁(「プァイアーウォール」)を全て除去するため の努力を継続すべきである。日本政府は、製品の規制・承認の適切な枠組み、顧客情 報の保護及び金融機関の受託管理義務の見直し強化を確保しつつ、このような自由 化を行える。
- (b)銀行が証券業を行うこと及び証券会社が銀行業を行うことを禁じている銀行法 65 条を廃止すべきである。

### (2) 現在までの対応状況

- (a) 金融機関は、各々の業務について高度の公共性を有しているため、事業の健全性維持、競争条件の公平性、利益相反行為の防止の観点から他業の制限を課すことが適当である。一方、経済・社会環境の変化を踏まえ、金融分野での競争促進や経営の効率化をはかり、利用者の多様化・高度化するニーズに応えるため、1998 年 3 月には金融持株会社を解禁したところであり、これによって複数の業態からなる金融グループの設立が可能になった。
- (b) 平成5年4月 子会社方式による証券業務への参入解禁

平成 10 年 12 月 銀行本体による投信の窓口解禁

平成 11 年 10 月 証券子会社の業務範囲制限の撤廃

### (3)今後の見通し

銀行による証券仲介業(株式、社債などの仲介)の解禁についての法案を今国会に提出予定。

#### 13. 食品添加物

#### (1) BDRTの提言

2002年12月19日に厚生労働省が食品衛生審議会に提示した46の食品添加物について見直しを行い、日本での使用を2003年末までに認可すべきである。

### (2)現在までの対応状況

国際的な専門家会議(JECFA)において安全性が確認され、かつ、欧米諸国において広く使用が認められている添加物として、薬事・食品衛生審議会に提示した46品目については、企業からの指定の要請の有無にかかわらず、国が主導的に指定に向けた作業を行い、食品安全委員会におけるリスク評価に基づき、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会においてリスク管理を進めることとしており、現在、資料が整備された品目から逐次審議を進めているところである。

また、国際的に汎用されている香料についても、上記46品目の添加物と基本的に同様の取扱いとしており、本年1月に取りまとめられた安全性評価の方法に基づき、個別の香料成分ごとに安全性が評価されるところである。

現在まで、ポリソルベート等7品目と香料6品目について、既に安全性評価を食品安全 委員会に依頼したところである。

厚生労働省としては、順次、資料の収集や必要な追加試験の実施等を行い、出来るだけ 迅速に評価が進められるように作業をしているところであるが、EUにおいてもこのよう な科学的評価の根拠文献の情報提供等により審議が迅速に進められるよう引き続きご協力 願いたい。

### (3) 今後の見通し

平成15年7月1日に食品安全委員会が設置され、食品添加物によるリスクの評価(食品健康影響評価)については食品安全委員会が行うこととなった。厚生労働省は、食品安全委員会へ食品健康影響を依頼することにより、評価の終了した品目から引き続き資料の整備を進め、資料のまとまったものからリスク管理機関として食品添加物としての指定の可否等について、薬事・食品衛生審議会において逐次検討することとしている。

### 14. 保険

### (1) BDRTの提言

FSAによる商品の発売・価格承認関連の要件を全て廃止し、支払能力比率、自己資本比率及び新会計基準によるマクロレベルでの監視を重点とする規制制度に置き換えるべきである。

### (2)現在までの対応状況

企業向け損保商品については、1999年8月に原則届出制となり、2001年7月からほとんどの商品について届出制に移行するなど、すでに、大幅な規制緩和を進めてきているところである。一方、家計向け商品については、契約者保護の視点が重要であり、届出制の対象は一部商品のみであり、商品の料率についても一定程度の規制が必要と考えている。

### (3) 今後の見通し

海外でもファイル・アンド・ユースについて見直しの動きがあること、導入の前提として 審査項目や基準の全てを網羅的に規定化することによる商品開発の自由度の低下、契約者保 護上十分な審査が必要であることなどから、現在の制度以上にファイル・アンド・ユースや 届出制への移行、認可制の廃止等当庁の商品認可要件を縮小することについては考えていな い。

#### 15. 体外診断薬

### (1) BDRTの提言

- (a) リスクに応じたクラス分類制度導入に向けた薬事法 ( PAL) の改正及び体外診断薬 (IVD) の承認管理に関わる規制改革は、国際慣行と完全に一致させて行い、製品認可 手続きの有意義な規制緩和をもたらすものとしなければならない。
- (b) 品質制度を管理する新たな規則も、全て国際標準に基づくものとすべきである。

### (2)現在までの対応状況

IVD の承認審査については、平成17年4月1日の改正薬事法の施行に伴い、国際整合の観点から、GHTF(Global Harmonization Task Force; 医療機器国際整合化会合)において合意された基本要件基準及び承認申請書に添付する資料概要様式としてSTEDを導入することとしており、その概要につきパブリックコメントを実施したところ。

平成17年4月1日の改正薬事法の施行に併せて、 IVD の品質管理規則については、 ISO13485:2003 に準拠したものとする予定であり、これにあっても、その概要につきパブリックコメントを実施したところ。

現在、提出されたコメントをふまえ、施行に向けた必要な作業を行っている。

### (3)今後の見通し

IVD の承認に関わる手続きや品質管理規則等の細則については、平成17年4月1日の改正薬事法の施行に向け、平成16年度中に必要な省令、通知等が発出されることとなっている。

今後とも、IVDに関する規制に関しては、国際的に整合化された規制となるよう日本及び EUも参加している GHTF における議論の結果等を、必要に応じ反映させてまいりたい。

### 16. 動物用保健製品

#### (1) BDRTの提言

- (a) 生物製剤に必須とされている現行の国家検定制度を、欧州で一般に行われているように、製造者の提出する簡素な社内検査報告書に基づいて迅速に検定のできる制度に置き換えるべきである。社内検査の信頼性は、最初のいくつかの生産バッチの検査と、その後のランダム・サンプリングによって、確認できる。
- (b) 全ての体外診断薬に対する必須の国家検定を、即時に廃止すべきである。
- (c) 飼料添加物の国家検定は、業界全体に製造管理及び品質管理規則(GMP)を導入した後に廃止すべきである。それまでの間、既に GMP を用いている生産者は、国家検定要件を除外されるべきである。サンプリング手順も合理化し(添付サンプルを用いるなど)、現行手続きからくる無駄を省く必要がある。
- (d) 動物用の新医薬品承認申請向けに作成された報告書は、ヒト用の医薬品で現在行われているように、日本語の要約を付けた上で、原語のままの状態で受理されるべきである。
- (e) 動物を用いた飼料用製品の急性毒性試験は日本に固有の試験であり、バッチごとに 毒性物質の検出試験が必要とされているが、これも廃止されるべきである。

### (2) 現在までの対応状況

- (a) 動物用生物学的製剤の国家検定の試験項目の一部廃止、簡素化については、検定成績を踏まえつつ、1985年以降逐次行ってきており、主なものを挙げると以下のとおりである。
  - 1985年度 防腐剤定量試験、濃縮剤定量試験の廃止
  - 1986年度 一部体外診断薬(抗体測定)の検定廃止
  - 1992年度 特性試験、含湿度試験の廃止
  - 1995年度 pH試験の廃止、異常毒性否定試験の一部廃止
  - 1996年度 検定合格証紙の封印単位の緩和
  - 1999年度~ 一部製剤についての力価試験の廃止
- (b) 体外診断薬については、上記に示したように抗体を測定するものについては検定を 廃止している。
- (c) 平成15年7月1日より GMP が導入され、基準を満たす事業所で製造された飼料添加物については、国家検定は免除されることとなった。
- (d) 動物用医薬品の承認申請に必要な添付資料については、原文が外国語のものについては、全文和訳を添付することを求めている。ただし、図表については原文のままでよいこととしている。
- (e) バッチごとの急性毒性試験について、その必要性を検討した結果、平成15年7月 1日より当該試験は廃止された。

- (a) 動物用生物学的製剤の国家検定は、薬事法に基づき、その製造に病原体を用い、高度の製造技術と安全性確保技術を要するワクチン等について行っており、毎年1% 前後の検定不合格が認められる現段階では、本制度の維持が必要である。
- (b) 国家検定を要する体外診断薬は、その診断結果に基づく国家防疫上の措置に直接影響するものであり、その有効性が確認されたもののみ流通を認める必要がある。

- (c) 平成15年7月1日よりGMP基準を満たす事業所で製造された飼料添加物については、国家検定は免除されている。
- (d) 動物用医薬品の承認申請に際しては様々な添付資料が必要であり、これらの資料を 迅速かつ正確に理解し審査を進めるためには、全文和訳の添付が必要である。
- (e) 平成15年7月1日より当該試験は廃止。

### 17. 投資促進のための税制改革

#### (1) BDRTの提言

日本経済の一層の活性化のため、当部会としては、特に次の2点を税制上の今後の課題と位置付け、日本政府に将来の検討を提言する。

- (a) 投資資本参加免税制度の創設 直接投資を支援するためには、事業への投資から得られる受取配当及びキャピタル ゲインに対し、法人非課税とする投資資本参加免税制度が有効である。
- (b) CFC(タックス・ヘイブン)税制の改善 日本のCFC税制を改善し、毎年の業績に左右されない安定した法的枠組みを確立 するよう検討される必要がある。

### (2)現在までの対応状況

(税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制)回答末尾の別紙を参照。)

### (3)今後の見通し

(税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制)回答末尾の別紙を参照。)

#### 第2ワーキング・パーティ(会計・税制)

### 18. IAS基準の適用

### (1) BDRT提言

- (a) 両政府に対して、IASBにおける議論の進展を注視し、投資家や経営者などからの 広範な意見を喚起・集約し、証券監督者国際機構(IOSCO)やIASBの基準勧告 委員会(SAC)を通じて、IASの基準形成に積極的に関与していくことを要望する。
- (b) 特に、日本、欧州両政府が、専門的機関及び I A S B に対し、業績報告に対する B D R T 側の懸念を伝えることを要望する。
- (c) IASの基準形成を受けて、日本政府が早い時期にIASを採用することを表明し、 また、上場会社によるIAS採用のタイムテーブルを作成することを提案する。

### (2) 現在までの対応状況

証券監督者国際機構(IOSCO)やIASBの基準勧告委員会(SAC)の活動を通じて、 国際会計基準(IAS)の基準形成に積極的に関与している。また、金融庁からもIAS C財団の定款見直しについて、「IASBは、その基準設定活動について関係者の懸念を聴 く十分な機会を設け、基準設定のプロセスの中で、その懸念をよく考慮すべき」とのコメントを提出した。

我が国からは、会計基準設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)が、業績報告を含む個々の会計基準に対して意見を発信している。また、政府からも民間関係者の懸念をIASBに伝えている。

我が国における外国会計基準の受入れについては、証券取引法により、投資家保護に欠けることがないものとして認められたものについては、外国会社が自国において認められた基準により作成した財務書類の提出を認めており、IASについても、ドイツ商法において採用されたIASにより作成されたドイツ企業の財務書類を既に認めている。

### (3)今後の見通し

今後とも引続きIOSCOやIASBのSACの活動を通じて、国際会計基準の基準形成に積極的に関与していく。また、我が国からは、今後とも引続きASBJが、個々の会計基準の整備に対して意見を発信していくものと考えている。また、政府からも引き続き民間関係者の懸念などをIASBに伝えていきたいと考えている。

IASに基づく財務書類を、我が国の法制度上どの様に位置づけていくのかという点に関して、(企業会計審議会において)検討を行っているところである。

### 19. 移転価格課税

#### (1)BDRT提討

二重課税の防止、遵守コスト低減の点で、国際的な共通ルール形成の進展を引き続き要望する。

- (a) OEC 移転価格指針に則ったルールの適用
- (b) OECDでの議論(APAについての指針など)へのサポート

### (2)現在までの対応状況

- (a) 従来より、我が国の移転価格税制の執行は、法令及び法令解釈通達に基づき執行しており、OECD 移転価格ガイドラインに則った運営を行っているところである。なお、2001年6月に発遣した移転価格事務運営要領の制定について(事務運営指針)の基本方針の中においても「必要に応じOECD 移転価格ガイドラインを参考にし、適切な執行に努める。」旨が記載されている。
- (b) 0ECD では、移転価格ガイドラインを策定しており、移転価格の算定原則である独立企業原則や移転価格の算定方法、移転価格に関する紛争解決や二重課税回避のための相互協議手続き APA(事前確認取極)等について概念の整理を行うとともに、各当局により移転価格税制執行方針を与えているところである。

また、移転価格税制に関する最近の OECD における議論としては、コンパラビィリティの問題や本支店間取引に対する独立企業原則の適用の問題等に関するものがあり、パブリック・コメントに付して民間より広く意見を求めている。我が国としてもこれら OECD における議論に対して積極的に参加することにより、二重課税の防止、コンプライアンスコストの低減などを図っているところである。

### |(3)今後の見通し|

我が国としては、今後も OECD 移転価格ガイドラインに則った執行を行うとともに、二重課税の防止及びコンプライアンスコストの低減のため、引き続き OECD の議論に積極的に参加していくつもりである。

# 20. 連結納税制度の改善

### (1)BDRT提言

2%の付加税の廃止、制度適用前の子会社欠損金の繰越など、制度改善を要望する。課税の中立性の観点から、連結納税形態に対する差別的取扱いを廃止すべきである。

# (2)現在までの対応状況

(税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制)回答末尾の別紙を参照。)

# (3)今後の見通し

(税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制)回答 末尾の別紙を参照。)

# 21. 電子商取引課税

# (1)BDRT提言

OECDの原則について検討を強化すべきである。

### (2) 現在までの対応状況

(税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制)回答末尾の別紙を参照。)

# (3)今後の見通し

(税制改正全般についての立場については、第2ワーキング・パーティ(会計・税制)回答 末尾の別紙を参照。)

### 税制関連提案について

税制改正については、毎年の税制改正プロセスにおいて、各省庁から税務当局に出された要望・意見について、経済情勢や財政事情等を勘案しつつ、政府・与党の税制調査会の議論を踏まえ決定されるものであり、BDRT のご提案を含め各層の意見等については、各省庁が税制改正要望を作成する際に、参考とされ、毎年の税制改正に反映されてきたところ。

第5回日EU BDRT 本会合の提言においては、

- 〇第1ワーキング・パーティ (貿易・投資)
  - 2. 税制上の障害の排除 (二重課税の防止、移転価格税制)
  - 4. 事業再編の促進:法制・税制上の整備
  - 8. 国境を越えた株式交換(及び関連の税制措置)
  - 17. 投資促進のための税制改革
- 〇第2ワーキング・パーティ (会計・税制)
  - 19. 移転価格課税
  - 20. 連結納税制度の改善
  - 21. 電子商取引課税

の、税制関連提案がなされているが、このうち、「20.連結納税制度の改善」の項目に 挙げられている連結付加税については、平成16年度税制改正案において、期限どおり廃 止することとしている。

なお、適当と考えられる要望については、ビジネス環境改善の観点から参考とさせていただきたい。

また、国際的な投資交流の促進の観点から、わが国は、昨年1月、米国との間で現行の租税条約を全面的に新しくする新条約への署名を行った(本年3月締結)。新条約は、OECD条約モデルを基本としつつも、配当、利子及び使用料の支払いに対する源泉地国課税を大幅に軽減し、また、こうした減免措置と併せ、条約の濫用や租税回避の防止等のための措置をとることとしている。

今後、欧州諸国との間でも、日米間の新条約を基本方針としつつ、必要に応じて既存の 租税条約の改正又は新規の租税条約の締結交渉を進めていく方針。 第3ワーキング・パーティ(ICT:情報社会)

### 22. I T社会の実現と経済成長および社会問題の克服

#### (1)BDRT提言

eJapan/eEurope の目指す IT 社会の実現と経済成長および社会問題の克服の手助けのため、下記の取組みを促進すべきである。

- (a) eJapan/eEurope 計画による社会的課題(雇用促進など)の解決
- (b) 国家レベルの当局は、ブロードバンド加入者数についての各国家毎の目標を設定
- (c) ソリューション、ビジネスモデルの開発
- (d) 高品質ブロードバンドネットワークのグローバル拡大及びインタオペラビリティの 確保
- (e) コミュニティとの連携によるビジネス機会の創出
- (f) 適切な規制下における通信・放送の連携による新しいビジネスモデルの開発

#### (2) 現在までの対応状況

- (a) 「e-Japan戦略II」(2003年7月IT戦略本部決定)において、国民にとって身近で重要な7つの分野(医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス)における先導的取り組みをとりまとめ、「e-Japan重点計画-2003」(2003年8月IT戦略本部決定)において、具体的な施策を盛り込み、現在、担当府省において取り組みを進めている。
  - これに加えて、IT戦略本部はe-Japan戦略 I を一層加速するため、「e-Japan戦略 II 加速化パッケージ」(2004年2月)を決定し、政府として取り組むべき6つの分野(アジア等のIT分野の国際戦略、セキュリティ(安全・安心)政策の強化、コンテンツ政策の推進、IT規制改革の推進、評価、電子政府・電子自治体の推進)の重点施策をとりまとめ、IT社会の実現を強力に推進している。
- (b) e-Japan戦略 II で掲げた目標の達成に向けて、2003年8月にe-Japan重点計画2003 を策定し、e-Japan戦略 II に掲げられた、「医療」、「食」、「生活」、「中小企業金融」、「知」、「就労・労働」、「行政サービス」の重点7分野における具体的施策を明示して、官民が連携してインターネットインフラの利活用を促進するとともに、「e-Japan戦略」における高度情報通信ネットワーク社会の実現のために特に重点的に施策を講ずべき5分野「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」、「人材の育成並びに教育及び学習の振興」、「電子商取引等の促進」、「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進」及び「高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保」についても、引き続き取り組みを行うこととしている。
- (c) 新たなソリューション、ビジネスモデルは市場ニーズに応じたビジネスを展開すべく市場競争の中で創設されているもので、適正なリスクや各種プレーヤー間の連携もITを如何にうまく経営に活用するかということの結果によるもの。情報技術の利活用を促すためにまとめた「情報技術と戦略会議」報告書においても、情報技術

を活用する経営スタイルが企業の競争優位に直結していると指摘されている。

なお、ITの利活用の一環として、我が国においては電子政府を構築するために 各省にCIO (Chief Integrated Officer)を設置し、業務とシステム構築全体を設 計している。こうした制度は企業においても広がりつつある。

政府においては、 E-Japan戦略 II 」の7つの先導的分野への取り組みを推進するために、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策として、 E-Japan重点計画-2003」 (2003年8月IT戦略本部決定)をとりまとめ、関係各府省にて施策の実施にあたっている。さらに、 E-Japan戦略 II 」の取り組みを加速するために、 E-Japan戦略 II 加速化パッケージ」 2004年2月IT戦略本部決定)をとりまとめた。これらの政策は、多くの府省にまたがる重要な政策であり、各府省の連携を一層強化し、政府一丸となって取り組むこととしている。

- (d) e-Japan重点計画2003において、I Tを軸とした国際関係の展開を進めていくこととしており、具体的施策として、I T関連技術の国際交流・国際標準化活動を推進するため、国際間での共同実験や研究開発にも取り組むとともに、家庭内外の情報機器や電子機器が全て相互につながるユビキタスネットワーク環境を想定した、アプリケーション技術の研究開発を推進しているところ。また、2003年度から3年計画で各種情報機器の相互接続・運用性の確保を目的として基盤技術の共通化・標準化に向けた研究開発を行っているほか、情報家電が提供するサービスモデルから抽出した項目の中から、2005年度までに共通化・標準化を達成すべき9項目(認証方式、セキュリティ等)を定め、課題抽出や解決に向けた調査研究等を実施している。
- (e) I Tを活用するスモールビジネス、SOHOによるネットワーク・ビジネスを支援するため中小企業庁や中小企業業事業団などが相談や融資、セミナーなどを行っている。このようなネットワーク型の事業への支援は地方自治体レベルでも中小企業支援の一環として行っている。
- (f) e-Japan重点計画2003に基づき、放送のデジタル化を推進するとともに、デジタル放送とインターネットを合わせて利用することで、国民が特別な教育を受けることなく、容易かつ安全に、公共情報をはじめとする多様な情報を入手、利用できるようにするサービスなど、先導的な通信・放送融合サービスを世界に先駆けて実現するため、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律に基づき、通信・放送融合技術を開発する者に対して、開発費の助成や必要となる施設を開放するなどの支援を行っているところ。

また、魅力的なコンテンツが、より多くの人の手元に届くように、知的財産の権利 を適正に保護されたデジタルコンテンツが円滑に流通するための環境の整備を行う こととしており、著作権権利処理の円滑化、コンテンツ流通に関する研究開発等を行 うこととしている。

研究開発の一環として、多機能ICチップフレームワークを活用した、マルチメディア情報流通サービスや会員権サービスの利用権を管理するための仕組みを開発し、多機能ICチップフレームワークを基礎としたサービスモデル構築の観点及び新領域ITサービスの実現の観点からの実効性検証等を行うこととしている。

- (a) 「e-Japan戦略Ⅱ」に盛り込まれた内容を実現するため「e-Japan重点計画-2003」、「e-Japan戦略Ⅱ加速化パッケージ」を着実に推進していくとともに、本年夏に「e-Japan重点計画-2004」を策定し、e-Japan戦略の実現に向けて積極的に取り組んでいく。
- (b) 我が国政府は、2004 年 2 月に E-Japan 戦略 II 加速化パッケージ」を策定し、eF-Japan 戦略 II 」を加速化することとしており、このパッケージの施策の実施とも併せて、 2 0 0 5 年までに高速インターネットアクセスを 3 0 0 0 万世帯、光ファイバによる超高速インターネットアクセスを 1 0 0 0 万世帯が利用するという目標を達成していきたい。
- (c) 新たなソリューション、ビジネスモデルは市場ニーズに応じたビジネスを展開すべく市場競争の中で創設されているもので、適正なリスクや各種プレーヤー間の連携もITを如何にうまく経営に活用するかということの結果によるもの。情報技術の利活用を促すためにまとめた「情報技術と戦略会議」報告書においても、情報技術を活用する経営スタイルが企業の競争優位に直結していると指摘されている。なお、ITの利活用の一環として、我が国においては電子政府を構築するために各省にCIO(Chief Integrated Officer)を設置し、業務とシステム構築全体を設計している。こうした制度は企業においても広がりつつある。
- (d) 我が国政府は、2004年2月に「e-Japan 戦略Ⅱ加速化パッケージ」を策定し、「e-Japan 戦略Ⅱ」を加速化することとしており、このパッケージの施策の実施とも併せて、地球上をシームレスに高速・高品質につなぐネットワーク環境の構築が進んでいくものと考えている。
- (e) I Tを活用するネットワーク型のビジネスによって女性や青年、高齢者を含む雇用が 創出される。在宅での勤務を一層容易にするため、児童への配慮(教育)や地域の振 興にも資する。また、ブロードバンド化を一層進めることによって、より安価に円滑 に情報を交流できるようにすることが重要である。I Tによる遠隔教育やソフト、コ ンテンツなどの交流が活発になれば教育と文化の振興・交流にも資する。I Tを活用 して地域通貨を円滑に流通するようにすれば、地域経済が循環し、必要なサービスの 提供と交流が一層進むようになり、社会不安が減少し、地域が活性化する。このよう な意義を有するI Tを活用したネットワーク型の事業を今後も支援していく。
- (f) 2004年2月に「e-Japan 戦略Ⅱ加速化パッケージ」を策定し、 ễ-Japan 戦略Ⅱ」を加速化することとしており、このパッケージにおける「コンテンツ政策の推進」に掲げられた施策も併せて実施していくことにより、通信と放送を連携させることによる新しいビジネスモデルの開発が進むものと考えられる。

#### 23. ブロードバンドの導入への官民の貢献

### (1) BDRT提言

民間はブロードバンドを利用したビジネスモデルの構築・実施を積極的に推進し、政府はブロードバンドサービス利用促進の環境整備等の施策を実行すべきである。

### (2)現在までの対応状況

e-Japan重点計画2003において、魅力的なコンテンツが、より多くの人の手元に届くように、知的財産の権利を適正に保護されたデジタルコンテンツが円滑に流通するための環境の整備を行うこととしており、著作権権利処理の円滑化、コンテンツ流通に関する研究開発等を行うこととしている。

研究開発の一環として、多機能ICチップフレームワークを活用した、マルチメディア情報流通サービスや会員権サービスの利用権を管理するための仕組みを開発し、多機能ICチップフレームワークを基礎としたサービスモデル構築の観点及び新領域ITサービスの実現の観点からの実効性検証等を行うこととしている。

また、高速・超高速インターネットが全国どのでも利用できる環境を整備するため、必要な規制改革や競争政策、研究開発や税制優遇措置等を推進するとともに、ビジネスとして成立しにくい地域については、特別措置を実施している。

### (3)今後の見通し

我が国政府は、2004 年 2 月に「e-Japan 戦略 II 加速化パッケージ」を策定し、 E-Japan 戦略 II 」を加速化することとしており、このパッケージにおけるコンテンツ政策の推進に掲げられた施策も併せて実施していくことにより、ブロードバンドサービス利用促進の環境整備が促進されるものと考えている。

### 2 4. eJapan/eEurope 計画の進捗のモニタリング

#### (1) BDRT提言

eJapan/eEurope の進捗を定期的に観測し、官民は必要な対応策を立案/実行すべきである。

### |(2)現在までの対応状況

e-Japan 戦略に基づき、高度情報通言ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策として毎年策定している e-Japan 重点計画について、毎年2回、進捗状況についてのフォローアップ調査を行っている。

また、2003 年 8 月、IT 戦略本部のもとに、e-Japan 戦略 II に関する政府の取組状況について民間の立場から評価を行う評価専門調査会を設置し、評価を開始している。

### (3) 今後の見通し

引き続き、e-Japan 重点計画の進捗状況についてのフォローアップ調査を定期的に行う方針。

また、2004年4月に、IT戦略本部の評価専門調査会より中間報告書が提出される予定であり、その結果を本年夏に策定される予定の「e-Japan 重点計画-2004」に反映していく方針。

### 25. ブロードバンドへの投資を促進する競争環境の確立

### (1)BDRT提言

ブロードバンド・インフラやサービスへの投資を促進し、全ての市場参加者に公平な場が存在することを確保する、競争環境を確立すべきである。

### (2)現在までの対応状況

昨年7月に成立した改正電気通信事業法において、現行の一種 二種の事業区分を廃止する等、制度全体についての規制の合理化を図り、競争環境の整備を進めているところ。

また、e-Japan重点計画2003において、高速・超高速インターネットが全国どのでも利用できる環境を整備するために、必要な規制改革や競争政策、研究開発等を推進することとしており、自由かつ公正な競争の促進として、電気通信事業紛争処理委員会の機能強化を進めるとともに、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、速やかに電気通信に係る制度、NTTの在り方等の抜本的な見直しを引き続き行うこととしている。

### (3) 今後の見通し

2004 年 2 月に「e-Japan 戦略 II 加速化パッケージ」を策定し、 €-Japan 戦略 II 」を加速化することとしており、このパッケージの実施とも併せて、ブロードバンドインフラやサービスへの投資を促進する競争環境の確立が進むものと考えている。

### 第4ワーキング・パーティ(WTO)

26.

#### (1)BDRT提言

- (a) グローバルな政治的懸念と経済的不確実性が高まっている現在、国際貿易や投資の さらなる自由化が世界の経済成長を促す大きな影響を与えることになると確信して いる。
- (b) 我々は、ドーハで合意された野心的な多国間貿易交渉を成功裏に期限内に終結させることが基本的に重要であることを再確認する。日本とEUを含む全てのWTOメンバーに対し、合意期限の2005年1月1日までに交渉を終結させるべくプロセスを加速することを求める。とりわけ、日本とEUが、米国と共に、交渉を前進させるべく主導的役割を果たすことを促すものである。我々は、また、日本とEUが多くの問題において立場を同じくしていることに着目し、双方が緊密に協力を進めていくことを期待する。
- (c) 我々は、新ラウンド交渉において、特定のアジェンダを除外することなく全ての交 渉項目を取り上げる包括的なアプローチを強く支持する。
- (d) 我々は、全てのWTOメンバーに対し、2003 年 9 月にメキシコ、カンクンで開催される第5回WTO閣僚会議においてシンガポール・イシュー全項目の正式な交渉立ち上げを含め、一括受諾方式によりラウンドを期限内に終結させることができるよう、必要な進展が図れることを求めるものである。
- (e) 我々は、新ラウンドの成功には、途上国が重要な役割を担っていると認識している。 したがって、我々はそのプロセスの中で途上 国の二一ズに配慮して交渉を行うこと を期待するとともに、ヨーロッパ連合及び日本に対し、WTOの意思決定プロセス において途上国がより効果的に参加できるよう「キャパシティ・ビルディング」を 引き続き行うことを促すものである。
- (f) 我々は、全WTOメンバーがそのWTOへのコミットメントの全てを完全に履行すべきことを強調する。全ての国々に対し多国間ルールに従うことを要求するとともに、ヨーロッパ連合と日本に対して開放と無差別という多国間ルールを強化していくことによって保護主義に立ち向かっていくことを求めるものである。
- (g) 今日の経済における知的財産権の重要性を認識し、我々は、特にヨーロッパ連合と 日本に対しこれら権利の侵害を監視し、必要があれば適切な措置を取るよう要請す る。
- (h) EU日本に対し民間部門の代表と引き続き緊密な連絡を保っていくことを要望する。 (以下、追加提言は別紙。)

仮 訳

2003年12月18日

日・EU ビジネス・ダイアローグ・ ラウンドテーブル

### 世界貿易機関(WTO)に対する共同宣言

新ラウンド交渉の早期再開を求める

グローバリゼーションが進行する中、WTO 加盟国は非農産品、農産品ともにより自由な市場アクセスを拡大し、投資ルール、貿易円滑化、知的財産権保護、アンチダンピングなどを始め、新しい経済環境にふさわしいルールを創設し、発展させていくことが不可欠である。

物品及びサービスの国際貿易発展のためには、発展途上国を国際システムに公平な形で取り込めるような手法も含め、多国間レベルでの解決が何にもまして必要である。二国間レベルのアプローチは、現在の経済環境においては必ずしも満足のいく解決を導けない可能性がある。

日・EU ビジネス・ダイアローグ・ラウンドテーブルは、9月にカンクンで開催されたWTO 閣僚会合で、新ラウンド交渉を前進させるような合意に達することができなかったことを誠に残念に思う。世界貿易に必要な新しい刺激を与える結果が得られなかったことは、現在の状況にマイナスの影響を与える可能性がある。従って、我々は、交渉の早期再開を重ねて要請せざるを得ないと考える。

さらに、ラウンドテーブルは、全ての当事者が出来る限り早く満足する結果に到達できるよう、全ての当事者が、柔軟性を示すよう求めるものである。この観点から、WTOでの議論の進め方を再検討する必要があると考える。

#### (2)現在までの対応状況

- 2001年のドーハ閣僚宣言を受け、ドーハ開発アジェンダ(DDA交渉)に取り組んでいる。同交渉は農業、非農産品市場アクセス、サービス及びアンチ・ダンピングなどのルール等が交渉対象となっており、貿易円滑化・投資等の新たな分野(シンガポール・イシュー)も議論の対象となっている。我が国は市場アクセスのみでなく、ルール策定や強化の分野も重視し、バランスのとれた包括的な成果が早期に得られるべく、交渉を継続している。
- DDA交渉が開発を目指すラウンドであることからも、我が国は途上国が貿易による開発効果を十分に得られるよう、途上国との対話を強化し、貿易関連のキャパシティー・ビルディングにも力を入れている。
- 知的財産権の保護は我が国の産業にとって重要であり、中国をはじめ、各加盟国におけるTRIPS協定の遵守を注視している。

- 昨年9月のカンクン閣僚会議を受け、DDA交渉はそれ以降停滞していたが、本年初頭から各国が交渉の再活性化への動きを見せている。我が国もWTO交渉を再活性化し、我が国を含め、各国の利益に適った野心的かつバランスの取れたパッケージの早期安結を目指し努力する。
- 具体的には年央までの農業と非農産品市場アクセスの現実的な枠組み合意を目指すと ともに、ADやシンガポールイシューなどの他の分野でも意味のある成果を達成すべく 努力する。
- シンガポールイシューについては、貿易円滑化などコンセンサスが得られる分野については交渉を開始し、その他の分野については、WTOのアジェンダの中で進め方を柔軟に検討する。
- ジュネーブでの交渉のみならず、首都ベースの接触も含め、交渉再活性化に取り組む。 先進国のみならず、途上国との協議も十分に行い、有益なインプットをジュネーブに行っていきたいと考えている。
- 我が国政府は経団連等との意見交換も含め、頻繁に連絡を取っており、今後も引き続き 民間部門との連携をとっていくつもりである。